

■平成14年度税制改正に関する要望書

当所では、個人事業主や中小企業の経営を税制面からバックアップするために、「平成14年度税制改正に関する要望書」を取りまとめました。

要望書は、当面の重点要望として15項目が掲げられており、9月20日から27日にかけて、内閣総理大臣、財務大臣、政府税制調査会長、自民党税制調査会長、自民党中小企業調査会長、自民党商工・中小企業団体委員長、地元選出の国会議員等に提出しました。

平成13年度末の国と地方自治体の長期債務残高は、これまでの累次の減税政策・景気対策の実施によって、およそ666兆円に上ると見込まれている。

しかし、危機的な財政状況を乗りきるために、痛みを伴う税制改革を訴えるだけでは国民の理解は容易に得られるものではない。

本年1月には、「戦後のわが国の社会、経済システム全体にわたる大転換を図る」という行政改革の理念に沿って、中央省庁の再編が行われたが、これは、国の行革の第一歩にすぎないものである。また、地方自治体の行革は、民間と比べていまだ不十分であるといわざるを得ない。

当然のことながら、国や地方自治体は、国民に新たな税負担を求める前提として、行財政改革を徹底的に推進するとともに、行財政改革による財政削減効果をさまざまな機会を通じて積極的に公表し、また、理解を求めていくべきであり、こうした行財政改革への取り組みに多くの賛意が寄せられた段階で、はじめて痛みを伴う税制改革や新税の導入に着手することが可能となる。

特に、今日、政府の進めようとしている産業構造改革に対して中小企業が柔軟に対処していくためには、真に自立した企業として発展を続けていくために必要な税制上の支援措置が不可欠である。

さらに、当所には、「非上場企業株式を相続した場合の税負担を軽減すべき」「土地税制や法人税制の簡素化をすべき」、「外形標準課税の導入には絶対反対」、「国内消費に刺激を与えるような税制改正を行ってほしい」等の意見が寄せられている。

以上の基本的な考え方や意見に基づいて、本商工会議所は、当面する平成14年度税制改正に向けて、次の事項を重点的に要望する。

1. 土地税制の見直しを行うこと

土地税制については、平成13年度税制改正において、土地取引の活性化や有効利用促進の観点から、長期保有土地を買い替える場合の譲渡益課税繰延べ措置の適用期限延長等が実施されたが、依然として、国民の土地への重税感や課税に対する不公平感は払拭されていない。

景気回復の足かせともなっている土地に係る税負担の軽減や課税に対する透明性の確保の観点から、以下の措置を講じるべきである。

①固定資産税制度を見直すこと

固定資産税は、地域の偏在の少ない安定的な市町村の税として重要な役割を担っている中で、平成 12 年度の税制改正では、負担感の強い大都市地域等に特に配慮し、商業地等における負担水準の上限が従来の 80%から段階的に 70%(平成 12 年度及び平成 13 年度は 75%)に下げられるなど、一定の評価をるところであるが、依然として商業地を中心に重税感が強いものとなっている。

特に、土地の評価については、過去に取引事例を比較した評価が投機的な土地取引などに引きずられがちであったことを踏まえると、収益還元法による地価の評価を積極的に進めていくべきである。

また、地価公示にあたって不動産鑑定士が評価した収益価格については、これを積極的に開示すべきである。

さらに、家屋にかかる固定資産税については、法定耐用年数の短縮にあわせて見直しを図り、負担の軽減を図るべきである。

②登録免許税の負担の軽減を図ること

地価が下落している中、土地の流動化を図り、その有効利用を進めていくことは、わが国経済の再生、特に、都市の再生を図る上でも極めて重要なことである。このような観点からも流通税としての登録免許税の負担の軽減を図るべきである。

③不動産取得税は廃止すること

不動産取得税は、都道府県の財源として重要な役割を担っているが、課税の根拠が不明確である。また、借入金によって不動産を取得した場合にも課税されることから、必ずしも担税力を的確に捉えた税とはいえないため廃止すべきである。

④特別土地保有税は廃止すること

特別土地保有税は、土地の投機を抑制し、併せて土地の供給及び有効利用促進に資することを目的として、昭和 48 年度税制改正において創設され、その後、数度にわたって改正がなされてきたところであるが、地価の低迷が長期化しており、もはや所期の課税目的は達成したと考えられるため廃止すべきである。

2. 相続税や贈与税の負担をさらに軽減させて、非上場企業の事業承継を支援すること

事業承継税制に関しては、平成 13 年度税制改正において、相続税にかかる小規模宅地の特例対象面積の拡大や贈与税の基礎控除額の引上げなどの改善が見られたところである。

しかしながら、最近の倒産の特徴として、業歴 30 年以上を誇る、いわゆる老舗企業の占める割合が緩やかに増加の傾向にあることを考えると、特に、株式を公開していない同族会社等において円滑な事業

承継を確保すべく、税制面からより一層積極的に支援していく必要性がある。

基本的には、農地相続の場合と同様に、事業用資産の相続を優遇する事業承継税制の確立が急がれるところであるが、こうした新たな事業承継税制が確立されるまでの間は、以下の関連税制について、さらなる見直しを行うべきである。

①相続税、贈与税の税率を引下げること

②取引相場のない株式の評価方法は、すべての会社に類似業種比準方式または純資産価額方式のいずれか一方のみの選択的適用を認め、類似業種比準方式における減額率を50%にすること

③事業用資産にかかる相続税は、農地相続の場合と同様に、納税猶予措置を設けること

④事業用小規模宅地の適用面積を500㎡まで拡大し、非課税とすること

3. 法人事業税の外形標準課税は絶対導入しないこと

去る6月26日に、政府が閣議決定した「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」によると、外形標準課税については、「課税の仕組み等についての検討状況や景気の状況等を踏まえつつ早期の導入を図ることが必要」との見解が示されている。

当所としては、税源配分に関する具体的な動きや、地方における徹底した歳出削減など行財政改革の努力と成果が明らかにされていない状況の中で、導入論議が先行することは容認できるものではなく、また、先に、旧自治省が示した法人事業税の外形標準課税の導入案には、以下の問題点が指摘できるため、絶対反対である。

イ。「応益性」を根拠に外形標準課税を導入しようとしているが、法人は、既に、法人住民税均等割、固定資産税、都市計画税、事業所税等の外形的な地方税を所得の有無にかかわらず負担してきているため

ロ。「応益性」を根拠に外形標準課税を導入しようとしているが、医師、弁護士をはじめとする個人事業主及び個人が適用除外となっており公平性に欠けるため

ハ。「雇用への配慮」として、雇用安定控除という仕組みを導入しようとしているが、控除後であっても「賃金」が課税標準の7割を占めており、実質的に「賃金課税」であり、労務費負担圧力となって雇用に悪影響を及ぼすため

ニ. 同様の税を課してきたドイツ、フランスでは縮小・廃止されつつあり、国際的にも一般的な税制とはいえ、国境税調整ができないため、国内生産品の国際競争力にマイナスの影響を与えるため

(1998年に創設されたイタリアの生産活動税は、外形標準課税のひとつであるが、同税の課税方法は、消費者に負担を求める消費課税と同じ仕組みであり、旧自治省の提案する外形標準課税の仕組みとは全く異なるものであることに留意すべきである。)

4. 法人税の欠損金の繰戻し還付を認めるとともに欠損金の繰越控除の期間を延長すること

法人税における欠損金の繰越控除期間は、アメリカでは20年、イギリス・ドイツは無期限であり、また、繰戻し還付の期間は、アメリカ・ドイツで2年、イギリスで3年となっている。

企業体質を強化し、欧米諸国との国際競争に打ち勝つためにも、わが国でも過去3年程度の繰戻し還付を認めるとともに、欠損金の繰越控除期間を10年程度に延長すべきである。

なお、本年度から、神奈川県が地方自治体の独自課税として導入した「臨時特例企業税」は、当期利益が生じた欠損法人を対象に課税するものであることから問題である。

5. 同族会社の留保金課税制度を廃止すること

平成12年度税制改正により、同族会社の留保金課税の特例制度が創設され、一部の企業に限って留保金課税を適用しない措置がとられた。

しかしながら、繰越欠損金の控除により課税所得額がなくても、当期留保金の計算では、繰越欠損金控除の適用がないため留保金に課税される場合があるので、同族会社の留保金課税制度自体を廃止していくべきである。

6. 株式市場活性化のために関連税制の見直しを速やかに行うこと

今後、政府が推進する財政再建や不良債権処理の動向如何では、わが国の株式市場は、景気と企業業績の先行きを悲観して、長期にわたって混迷・低迷する可能性が極めて高い。

わが国の株価を下支えするためには、およそ1,400兆円といわれる個人金融資産を株式市場に呼び込む必要がある。

金融税制の本格的な改革には、納税者番号制度の導入が不可欠であるが、同制度が導入されるまでの緊急的な措置として、例えば、以下のような個人投資家に対する税制上の優遇措置を速やかに実施すべきである。

①株式譲渡益の申告分離課税の税率を軽減すること

(国税・地方税合わせて、現行税率の26%から20%以下にすること)

②損失が生じた場合の繰越控除制度を創設すること

(5年程度の繰越控除制度を創設すること)

- ③長期保有株式の株式譲渡益課税を軽減すること

(1年以上の保有の場合には2分の1程度にすること)

- ④配当に対する二重課税を排除すること

- ⑤株式による相続税・贈与税の軽減を図ること

(1年以上の保有の場合には、2分の1程度にすること)

7. 起業家や第二創業者支援(既存企業の新分野進出等)のための税制を拡充すること

わが国経済の活力を将来にわたり、維持・強化していくためには、新産業・新事業の活発な立上げが必要不可欠であり、これを税制面からも支援していく必要がある。

特に、起業家や第二創業者を税制面から支援していくために以下の措置を講じるべきである。

- ①欠損金の繰越控除期間を延長すること

- ②ベンチャー企業に対する株式投資から損失が生じた投資家に対してはその損金の繰越期間の延長及び他の所得との損益通算を認めること

- ③ベンチャー企業の資本調達を円滑化する観点から、ベンチャーキャピタルが起業時や創業後間もない企業に対して行う出資の額の一定割合について所得控除を認めること

- ④創業中小企業投資損失準備金制度(中小企業投資育成会社が取得した特定会社の株式の価格の低落による損失に備えるため当該株式の14%に相当する金額以下の金額を損金経理の方法により準備金として積立てたときは損金算入を認める制度)の存続を図ること

- ⑤地方税においても、起業家や第二創業者に対する税負担の軽減措置を講じること

8. 中小企業の研究開発・設備投資を支援するために必要な税制上の優遇措置を継続すること

中小企業の研究開発・設備投資を支援するために、以下の税制上の優遇措置を継続すべきである。

- ①中小企業投資促進税制(指定の機械装置、器具備品等を取得した場合の30%の特別償却又は7%の税額控除の選択)の適用期限を延長すること

- ②中小企業技術基盤強化税制の特例措置(試験研究費の税額控除率通常6%の税額控除を10%に引上げ)の適用期限を延長すること

③エネルギー需給構造改革投資促進税制(税額控除と特別償却の割合は指定の設備等により異なる)の適用期限を延長すること

④一般公害防止用設備のうち、汚水処理用設備、ばい煙処理設備、汚水処理装置、窒素酸化物抑制設備、鋳物廃砂処理装置、ドライクリーニング装置、冷凍冷蔵装置等に係わる特別償却(供用年度において普通償却のほかに取得価額の100分の16、大企業の場合は、取得価格の75%を対象)の適用期限を延長すること

⑤再商品化設備等(青色申告を提出する法人が再商品化施設等を取得又は製作もしくは建設し、これを国内にある当該法人の事業の用に供する再商品化等で財務大臣が容器包装に係る分別収集等の機械等)の特別償却(再商品化設備等にあつては普通償却のほかに取得価格の100分の14、再資源利用製造設備にあつては100分の25等)の適用期限を延長すること

⑥優良賃貸住宅等の割増償却(建築使用開始後5年間に限り、普通償却額のほかに100分の32、但し、耐用年数が35年以上のものは100分の44)の適用期限を延長すること

9. 納税者番号制度導入にむけた検討を進めること

抜本的な税制改革を進めるうえでは、公平感、納得感の得られる課税体系を確立することが必要である。特に、金融市場のグローバル化により、金融商品間の課税の不公平感が広がっている。これを解決するためには、納税者番号制度の導入を図り、総合課税を目指すことが必要である。

納税者番号制度は、課税の公平性の確保に不可欠であるのみならず、国民の納税意識を高め、国・地方の行財政の効率化、歳出削減に対する監視の目を厳しくしていくことにもつながるものであるため、導入に向けての検討を早急に進めるべきである。

なお、情報を管理する職員の守秘義務や罰則の強化、さらには、情報の暗号化等により、プライバシーの保護に十分配慮したシステムにすることが重要である。

10. 連結納税制度を導入すること

企業戦略としての企業グループ経営が一般化していくなかで、企業組織の選択(例えば、単一企業における事業部形態か、グループ企業における子会社形態か)に対して、税制も中立であることが必要である。

欧米先進各国においては、企業組織の選択・変更に対して税制の中立性を確保するための措置(連結納税制度)が既に講じられている。

わが国でも、与党や政府税調を中心に、平成14年度における導入に向けて鋭意検討されているところであるが、同制度によって、事務負担が増大することのないようにすべきであり、また、国税・地方税全体の税収減が生じる場合であっても、その補てんのために中小企業に課税強化が行われない形で導入を図るべき

である。

11. 退職給与引当金制度の繰入率を元に戻すこと

法人税法では、益金及び損金の額は、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする」と定めている。一方、企業会計に基づく損益には、企業を取り巻く利害関係者の利害を適切に調整することが期待されている。

このため、企業会計基準で要求される引当金は税法上も尊重されなければならないはずであり、特に、退職給与(給付)引当金は、長期にわたり企業の財務内容に影響を与えるため、速やかに企業会計と税法上の引当金制度との整合性を図る必要がある。

具体的には、労働協約による場合の退職給与引当金の繰入率は、平成10年度の税制改正で、法人税率の引下げに伴い段階的に引下げられてきており、平成14年度には期末要支給額の100分の23に引下げることが決定しているが、元の繰入水準である100分の40に戻すべきである。

12. 交際費の非課税化に向けた見直しをすること

そもそも交際費課税の趣旨は、企業の冗費抑制と自己資本の充実と考えられるが、資本金5,000万円を超える法人については、交際費の損金算入が認められておらず、また、中小法人の定額損金算入限度額内であっても20%課税が導入されているため、冗費といえない費用を含めてすべて課税対象とされているのが実態である。

景気回復を図るためには、国内消費を拡大させることが第一であることから、少なくとも資本金5,000万円以下の法人に対する定額損金算入繰入限度額内の20%課税は廃止すべきである。

13. 延滞税の軽減と予定納税の遅滞に伴う延滞税を廃止すること

現在の延滞税の税率(14.6%)は、金融機関からの借入金利息との格差が大きく、制裁的遅延損害金としての性格が強調され過ぎている。

特に、前払い的な性格を有する予定納税に対してまでも、納税が遅れたことを理由に制裁金遅延損害金としての延滞税を課すことは、納税行政に対する信頼性を著しく損なうものである。

延滞税の税率を7%程度に下げるとともに、予定納税時期に納税が遅れた場合の延滞税の課税措置は廃止すべきである。

14. 事業所税は廃止すること

事業所税は、事業用家屋床面積や従業員の給与総額をベースに課税されるため、設備投資や雇用の促

進を妨げるおそれがあり、また、固定資産税との二重課税の色合いが強いことから廃止すべきである。

15. 住宅リフォーム費用における所得控除制度を創設すること

高齢化社会に対応した住宅のバリアフリー化、建築廃材の処分に対する環境への配慮等から、住宅リフォームへのニーズが高まりをみせている。

また、自己資金による住宅リフォームを税制上支援していくことは、個人消費の拡大にも貢献することから、少額な自己資金による工事であっても、工事費用の一定割合について所得控除できるような制度を創設すべきである。